

議案第53号

養父市振興計画審議会設置条例及び養父市行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について

養父市振興計画審議会設置条例及び養父市行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年6月14日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市振興計画審議会設置条例及び養父市行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について

(養父市振興計画審議会設置条例の一部改正)

第1条 養父市振興計画審議会設置条例(平成16年養父市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「経営政策課」を「経営政策・国家戦略特区課」に改める。

(養父市行政改革推進委員会設置条例の一部改正)

第2条 養父市行政改革推進委員会設置条例(平成16年養父市条例第286号)の一部を次のように改正する。

第8条中「経営政策課」を「経営政策・国家戦略特区課」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

議案第53号 養父市振興計画審議会設置条例及び養父市行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について

第1条 養父市振興計画審議会設置条例の一部改正 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>(庶務)</p> <p>第9条 審議会に事務局を置く。</p> <p>2 審議会の庶務は、経営企画部<u>経営政策課</u>において処理する。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(庶務)</p> <p>第9条 審議会に事務局を置く。</p> <p>2 審議会の庶務は、経営企画部<u>経営政策・国家戦略特区課</u>において処理する。</p> <p>3 (略)</p>

第2条 養父市行政改革推進委員会設置条例の一部改正 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>(庶務) 第8条 委員会の庶務は、経営企画部<u>経営政策課</u>において処理する。</p>	<p>(庶務) 第8条 委員会の庶務は、経営企画部<u>経営政策・国家戦略特区課</u>において処理する。</p>